

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月28日 08時57分ごろ
発生場所	石川県輪島市輪島港北方沖 竜ヶ崎灯台から真方位026° 5.0海里付近 (概位 北緯37° 28.8′ 東経136° 56.6′)
事故の概要	漁業調査船 ^{せんとう} 仙東丸は、航行中、また、漁船 ^{ふく} 福丸は、揚網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁業調査船 仙東丸、9.52トン IK2-3902（漁船登録番号）、個人所有 第244-14965号（船舶検査済票の番号） B 漁船 福丸、4.99トン IK3-13472（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口等 B 左舷船尾部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか5人が乗り組み、輪島港北方沖を魚礁の設置状況を調査しながら航行していた。 船長Aは、GPSプロッターを操作していたところ、衝撃を感じてA船とB船とが衝突したことに気付いた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、輪島港北方沖で設置しておいた刺し網を揚げていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、GPSプロッターを操作していて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、揚網作業を行っていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が揚網中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。・ 揚網作業等は、周囲を確認しながら行うこと。
-----------	---